

あなたの会社は 大丈夫?

一般社団法人 岡山県中小企業診断士会

改正高齢法への対応はお済みですか?

高齢社員の戦力的活用が企業の経営力を左右する

1. 改正のポイント

平成25年4月1日から改正高齢者雇用安定法が施行されました。

改正前の高齢法でも、定年は60歳以上に定められ、その上で65歳までの雇用を確保するため、

- ①定年引上げ
- ②継続雇用制度導入
- ③定年の定め廃止

のいずれかを選択することが求められていました。

今回の法改正のポイントは、「継続雇用制度の対象となる高年齢者を労使協定で定める基準により限定できる仕組み」が廃止されたことです。これにより、65歳までの継続雇用の対象者を労使協定に基づき雇用している企業は、4月から、就業規則の変更が必要です。

2. 義務違反企業への公表規定

これまで、義務違反企業に対し指導、助言、勧告を行っていましたが、改正後は、企業名を公表できるようになりました。

3. 21世紀最大の人材戦略

ベテラン従業員は、企業にとって「熟練」という能力を備えた貴重な人的財産です。現在では、65歳さらに70歳を超えて現役で活躍する従業員は珍しくありません。今や、ベテラン従業員の活用の巧拙が企業の経営力を左右する時代とされ、その活用は21世紀最大の人材戦略のひとつとも言われています。高年齢雇用継続給付を受給すると、60歳から65歳の従業員の雇用が、企業にとって有利になる場合もあります。

4. 「誰でもできる化」「何でもできる化」

高齢者雇用を促進するために必要な継続雇用後の人事管理、賃金・退職金制度、職務再設計、高齢者が働きやすい職場づくり、柔軟な就業形態の導入などの課題について、企業側のニーズを踏まえ相談助言を行っています。法改正には経過措置があり、専門家の助言が有効な場合も少なくありません。組織を活性化するため、ベテラン従業員の戦略的活用を図られてはいかがでしょう。



中小企業診断士
國米 泰弘

企業誘致補助制度 拡充しました!

岡山県の安全で安定性の高い優れた操業環境において事業を展開していただくため、県では企業の工場立地等を積極的にサポートしています。本年4月からは、県北県営団地における市町村と連携した補助率の拡充のほか、食料品製造業の特定業種への追加など、企業立地を促進する補助制度をさらに充実させました。詳細は、ぜひ県庁企業立地推進課までご相談ください。

土地・建物 最大20% 上乗せ

投資額の 5~10% 補助

県北県営団地への立地に対する補助率の拡充
※市町村の取り組みに応じて上乗せ

県営団地については、リース事業者を補助対象に追加

- * 新企業立地促進補助金
- * 新物流施設誘致促進補助金

食料品製造業を補助対象(特定業種)に追加

- * 大規模工場等立地促進補助金

【問合せ】岡山県産業労働部
企業立地推進課 誘致推進班

TEL 086-226-7374

岡山県 企業立地推進課

会社が元気になる会

岡山県中小企業家同友会

中小企業家同友会では、厳しい経済状況の中で、地域の企業連携を図り、会員同士お互いの強みを活かして大きな力にし、地域と共に発展していきたいと思っています。

岡山県中小企業家同友会

会員
募集中

あなたも是非!! オブザーバーで
支部例会に参加してみませんか?

詳しくは、下記事務局またはホームページへ。

岡山北
支部

岡山南
支部

倉敷支部

津山支部

吉備高原
支部

東備支部

岡山県中小企業家同友会事務局

岡山市北区富田29 TEL.086-222-7473

FAX.086-225-3682 E-mail info@okayama.doyu.jp

ホームページも
ご覧ください。

岡山同友会

検索

http://www.okayama.doyu.jp/